

総合支援法・児童福祉法の改正に向けた 知的障害者福祉の展望と課題



事務局長 丹羽 彩文

当団体の概要

名 称 特定非営利活動法人 全国地域生活支援ネットワーク

設 立 1999（平成11）年6月

代表者 理事長 水流 源彦

所在地 埼玉県東松山市大谷1066-1（ハロークリニック）

会員数 法人 48団体 個人 13名

目 的 私たちは、「ユニバーサルな支援による、ともに生きる地域社会づくり」を目指している。その実現のために、地域生活支援をより一層推進し、全国の当事者や事業者、行政、政治など、関係者の横のつながりを深め、国民的な理解と共感を広げられるよう活動を展開していきたい。そして、「ひらかれた議論」と「パートナーシップ」を基本とした新しい運動体として社会の中でその役割を担いたい。

活動内容

- ▶ アメニティーフォーラムの企画・開催
- ▶ 強度行動障害支援者養成研修テキストの開発及び実施支援
- ▶ タイ、マレーシアにおける人材育成研修事業及び大使館と一緒に日本の介護技術等を多くの人に知ってもらう事業
- ▶ 障害者の芸術文化国際交流事業への参加
- ▶ ラッピングバスプロジェクト

アメニティーフォーラム

1997（平成9）年より始まり、昨年で24回目を迎えました。

障害者の地域生活を進めていくための全国的なネットワークを作ることを目的に、毎年2月に滋賀県大津市で行われています。全国から1500人を超える人たちが参加していました。

コロナ禍の中、来年はこれまでよりも少ない人数での復活を計画しています。また、同時開催でアール・ブリュット作品の展覧会やバリアフリー映画祭も行われていて地域からも多くの参加者を迎えています。

2022年5月6日（金）～5月8日（日）びわ湖大津プリンスホテル

強度行動障害支援者養成研修の 教材開発と実施支援

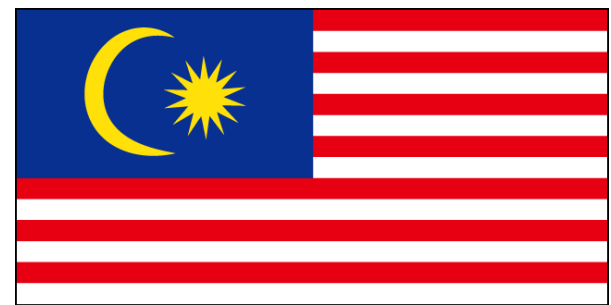
2013（平成25）年より、強度行動障害のある人への研修がしっかりと整えられた。一方で、受講できる人が広がった分、経験年数も幅広くなり、それに対応した研修の質を保ち、研修がどこの場所で行われても同じ内容になるように、より良い研修方法を考え、わかりやすい映像資料とテキストの開発を行なっている。

タイ、マレーシアにおける人材育成研修事業及び 大使館と一緒に日本の介護技術等を多くの人に知ってもらおう事業



タイ・カオディーン村

滋賀県・社会福祉法人グローの北岡賢剛前理事長が33年前にこの村を訪れたのが交流のきっかけ。40万円あれば村中の子ども1年間の給食費が払えると聞いて支援を始めた。ここ数年は当団体を中心に若い福祉職員たちが参加して、村の生活実態調査をするようになった。



マレーシア・シブ

ボルネオ島のサラワク州シブ、先住民イバン族が暮らす村落にシブ在住の日本人・中澤健氏によりに障害者福祉施設「ムヒバ」が2007年に設立。農村部に住んでいる障害者へのデイサービスを提供している。

(NPO) アジア地域福祉と交流の会 (ACE) がこれまでずっと支援を行なっているが、一昨年度より当団体も協力を開始した。

障害者の芸術文化国際交流事業への参画

障害者の優れた芸術文化活動の成果の国内及び海外への発信、調査研究等を通して、障害者の優れた芸術活動の国内外への普及を促進することを目的とする。21団体、1ネットワーク、4県で構成。

- ▶ 2017 ジャパン×ナントプロジェクト
- ▶ 2018 ジャパン×スウェーデンプロジェクト
アール・ブリュットinインドネシア
ジャポン×フランスプロジェクト
- ▶ 2019 ジャパン×タイプロジェクト

ラッピングバスプロジェクト

障害のある人、生きづらさを抱える子どもたち、支援者など、ラッピングバスに多様な人たちが乗り込み、芸術活動団体の全国公演ツアーに帯同しながら旅をする。この旅そのものを映画にし、共生社会を表現する場として全国津々浦々に届け、人口減少・超高齢化社会を迎える我が国の地域社会に、共感と想像の広場をつくり出す。

- 1 旅を通じて、次の時代の価値と出会う
- 2 誰もが参加し、芸術文化を一緒に作る
- 3 全国に、夢を届けて広場をつくる
- 4 映像に残し、旅を後から体験してもらおう

令和6年障害者総合支援法の 見直しに向けた課題と取り組み

はじめに

昨年8月より

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会

(特非) DPI日本会議

(一社) 全国地域で暮らそうネットワーク

(特非) 全国地域生活支援ネットワーク

の4団体の役員等が1～2回／月のペースで東チームと西チームに分かれどのような制度改正を行ったら良いか話し合った。

団体は違っても、一緒に進められる部分を確認しながら共同して要望書を提出した。

はじめに

新型コロナウイルスは、障害のある人やその家族の生活、日々の支援に関わる人に大きな影響がありました。生活の大部分を家族や支援者に頼らなければならない重度の障害がある人にとって、「密」を避けることが大切とされた今回の感染症対応において、日常の支援者が見つからないなど地域で生活が続けることが難しくなり、また地域移行を諦めなければならないなど今の制度などの弱点が明らかになりました。

私たちは、令和6年障害者総合支援法の見直しにおいて『全ての障害のある人が望む地域生活が実現できる社会を目指す』ことを基本的な目標として明らかにすることを提案させていただき、そのうえで、6つの点で要望しました。また、今回の新型コロナウイルスの広がりで明らかになった障害のある人をはじめとする生活のしづらさを抱える人に対する速やかな暮らしの支援の充実を6つのポイントで要望しました。

1. 障害者総合支援法が「障害者支援施設等からの地域移行を促進する法律である」ことが多くの人に知らされること

- ▶ 障害者総合支援法の第1条「基本理念」では「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され」と書かれてはいますが、障害者支援施設及び精神科病院からの地域生活への移行を進めることをもっと具体的に書くことが必要です。

2. 家族等と暮らしている障害のある人が、必要のない入所・入院しないで暮らし続けられ希望に沿って自立した地域生活に移行できること、施設や病院にいる人たちの地域移行を地域側から支援することを進めるために、地域生活支援拠点等が各地域に作られるとともに、それがきちんと活用できるような取り組みの実施

- ▶ 地域生活支援拠点等は各地域で徐々に作られていますが十分な状況とは言えず、さらに進めるための意味のある取組が必要です。また地域事情から「緊急時の対応」に重点が置かれ、自立への「体験の機会の確保」の取組は不十分な場合が多く意識を高めることが必要です。

そのためには、地域生活支援拠点等の整備促進のための事業が法律に書かれるとともに地域移行支援コーディネーターを必ず置き、移行の意欲を引き出しイメージ作りの支援をすることによって移行を可能にする

①移行体験の提供、②居室の確保、③緊急時の相談支援

を具体的な事業内容に位置づけること

3. 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人が希望に応じて地域生活に移行し、安心して生活することができるための取り組みを進める

- ▶ 利用者等への退所や退院の希望の確認や退所・退院意欲を引き出しイメージを持ってもらう支援が必要です。そのために、退院意欲を引き出しイメージを持ってもらう支援として、利用者等が地域生活のイメージをもてるようにするための情報提供、地域生活の体験の機会の提供など、色々な支援を準備しながら、一緒に考え続けるような支援が重要です。
- ▶ 障害者支援施設や精神科病院の地域移行を進める意識を高めることが大切なことを知ってもらうことが必要です。そのために、障害者支援施設に入所されている人へは、年1回以上は地域移行の希望を確認することを相談支援専門員が行う事を計画相談支援の仕事の内容にきちんとするべきです。また、精神科病院についても障害者相談支援事業により同じように希望の確認を相談支援専門員が行うことを地域生活支援事業の重要な仕事内容とするべきです。
- ▶ 安心して地域に移行できるようにするために支援機関が連絡を取り合って繋がる必要があります。そのために、利用者等の地域移行への不安を減らし、スムーズに地域移行を進めるために、施設・病院等へ地域移行を進める「コーディネーター」を配置し、地域生活支援拠点のコーディネーターと連絡を取り合いあって支援する仕組みを作ることが重要です。また、障害者支援施設や精神科病院が安心して利用者を地域に送り出せるようにするために、地域で暮らす障害者の話を聞く職員研修や地域の支援機関が連絡を取り合い繋がることについてのお金がもらえる仕組みを作ることとも重要です。

4. 一人暮らしへの援助、住まいの確保等への補助

- ▶ 障害のある人の地域移行を進めるためには、それぞれの障害にあった気配りや心遣いがされた住まいを見つけておくことが大切です。

そのために、「地域における共生の妨げとなる社会のあらゆる物やことを取り去るためのまわりの状況を整えること」に必要なお金を準備するなどの国の責任を明らかにするとともに、期限を決めて（仮称）「地域生活移行及び地域生活基盤整備のための基金」を作り、2で要望した移行体験の場を作ったり、それぞれの障害に合わせた住宅を見つけたり、作るなどの目標を決めて行うこと、一人暮らしを行う時に必要なお金の補助や家賃（アパート等の家賃）の補助を行う等のあまりたくさんのお金がかからないような支援を多くの人に行き渡るようにすることを要望します。

5. 障害のある人の文化・芸術活動への更なる支援

- ▶ 障害のある人があたりまえに文化芸術活動に参加するためには地域でいつでもいつまでも活動でき、見ることのできるたくさんの場所を準備していくことが必要です。

そのために、場所を準備していくことにあたっては、障害当事者がその場所への行きやすさや建物の使いやすさ・準備に積極的に意見ができる時間や場所を用意するとともに国及び地方自治体の積極的なお金の支援が必要です。あわせて2025年大阪万博に向けて日本博事業を続けていき障害者の文化芸術の国内や海外へもっと発信することが必要です。

6. 本当の共生社会を目指すために幼児期・学齢期にすべての子どもたちが一緒に育ち学ぶまわりの状況を整えること

- ▶ 子どもの頃から、障害のあるなしに関わらず、お互いの存在を認め合うことができる教育や日々の暮らしを進めること（心のバリアフリー促進）が必要です。

そのために、4に書いた基金を活用した地域生活の場所や物を整えることの一つとして、すべての子どもたちが一緒に育ち学ぶことのできる保育園や幼稚園、学校、障害のある子どももいない子どもも一緒に安心して利用できる放課後児童クラブをもっと作っていくことを目指すべきであると考えます。